

令和 8 年度和歌山県 ICT・PHR を活用した特定保健指導基盤整備事業委託業務
に係るプロポーザル公募要領

1 案件名称

令和 8 年度和歌山県 ICT・PHR を活用した特定保健指導基盤整備事業委託業務

2 業務内容等に関する事項

(1) 目的

和歌山県内における市町村国民健康保険の特定保健指導の実施率は、令和 6 年度で 32.3%と低い状況が続いており、健康管理が必要な指導対象者の健康状態の把握や個々の状態に応じた保健指導が十分にできていないことが課題となっている。

また、平成 25 年から、特定保健指導における ICT の活用が可能となり、令和 6 年 4 月開始の「標準的な健診・保健指導プログラム（令和 6 年度版）」では ICT 活用が推進されているが、令和 3 年度の保険者データヘルス全数調査によると、「特定保健指導において、ICT を活用した初回面接に取り組んでいる」と回答した保険者は 9.4%と少ない。

このため、対面等の従来型の手法に加え、ICT 及び PHR の特性を活用した特定保健指導（以下「ICT 特定保健指導」という。）を実施することで、特定保健指導の実施率及び実施効果の向上を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

別添 1 「令和 8 年度和歌山県 ICT・PHR を活用した特定保健指導基盤整備事業委託業務に係る企画提案書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 25,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(5) 費用負担

受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、和歌山県は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約内容についての協議

選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容を基に協議の上、仕様書の内容を確定し、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者を契約候補者とし、協議する。

(2) 契約保証金

受託者は、契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）第 93 条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 支払方法

業務完了後、和歌山県の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

(4) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社である場合を含む。）に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、和歌山県の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の 2 分の 1 未満でなければならない。

(5) 契約条項案

別添 2 「委託契約書案」のとおり

(6) その他

企画提案の内容については、契約候補者の提案に単純に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、協議により適宜変更できるものとする。

4 応募資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。ただし、同項第 1 号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。

イ 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する全ての税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けていない者であること。

(7) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 1 号に規定

する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用して利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 請負契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与している者

キ 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与している者

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

5 スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・ 公募開始 | 令和8年6月24日（水）午前9時00分 |
| ・ 質問受付締切 | 令和8年7月1日（水）午後5時00分 |
| ・ 質問に対する回答 | 令和8年7月8日（水）まで |
| ・ 企画提案書等の提出期限 | 令和8年7月23日（木）午後5時00分 |
| ・ 選定委員会 | 別途、参加者あて通知 |
| ・ 契約締結・事業開始 | 令和8年8月上旬ごろ |
| ・ 事業完了 | 令和9年3月31日（水） |

6 応募手続等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年6月24日（水）午前9時00分から同年7月1日（水）午後5時00分まで

イ 提出方法

質問票（様式1）により、持参、郵送、FAX 又は電子メールにより、下記9あて提出すること。（持参の場合は、上記期間の土曜日及び日曜日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで）

FAX 又は電子メールにより提出する場合は、件名を「令和8年度和歌山県 ICT・PHR を活用した特定保健指導基盤整備事業委託業務に関する質問」とし、送信後に電話で受信確認を行うこと。

ウ 回答

和歌山県ホームページへの掲載により公表する。ただし、軽易な質問については、口頭又は電子メールにより直接質問者に回答を行う。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問並びに積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから受け付けない。

(2) 企画提案書等の作成

企画提案書等については、本要領及び仕様書に基づいて作成すること。

ア 企画提案書の必須提案事項

(ア) 基本実施方針

本業務の目的や内容を踏まえた業務実施方針を示すこと。

(イ) スケジュールの提示

無理のない実現可能なスケジュールを示すこと。

(ウ) 対象者へのフォロー体制

ICT 及び PHR を活用した特定保健指導を実施するに当たり、使用機器等についての対象者へのフォロー体制を示すこと。

(エ) 教材や資材の工夫

特定保健指導に使用する教材や資材における工夫を示すこと。

(オ) 対象者の特性に合わせた特定保健指導の実施

対象者の特性に合わせた特定保健指導を実施するための工夫及び支援終了後の行動継続につなげる工夫を示すこと。

(カ) 利用率向上及び脱落率低下への工夫

利用率向上及び脱落率低下に向けた特定保健指導内容やインセンティブの工夫を示すこと。また、その他指導途中の脱落対策の提案があれば示すこと。

(キ) 特定保健指導に係る経費

特定保健指導に係る単価及び請求方法を示すこと。

(ク) 実績

類似の特定保健指導業務についての実績を示すこと。

(ケ) 業務実施体制

提案内容を確実に実行できる体制を示すこと。

(コ) 個人情報管理

個人情報保護に関する事業者の認証取得状況や情報の管理体制、従事者の教育

等、情報漏えいの防止対策を示すこと。

イ 経費見積書

仕様書中「7 委託料」に係る経費について上限金額内で見積もり、税抜き金額を記入し、提出すること。

なお、契約金額は、契約候補者選定後に具体的な内容を確定して決定する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

別表のとおり

イ 提出方法

下記9あて持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留等の差出し及び受領の記録が残る方法に限る。（持参の場合は、下記期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで）

ウ 受付期間

令和8年6月24日（水）午前9時00分から同年7月23日（木）午後5時00分まで

エ その他

（ア）企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。

（イ）企画提案書等の提出後は、原則として差替え、追加を認めない。

（ウ）企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。ただし、提案のあった内容については、参加者の了解の上、今後の企画の参考にすることがある。

（エ）企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

（オ）提出のあった企画提案書等は、返却しない。

（カ）企画提案書等の提出後、辞退する場合は応募辞退届（様式6）を下記9あて提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 審査は、和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容により審査・評価を行う。

イ 選定委員会

（ア）開催日時

別途、参加者あて通知するものとする。

（イ）開催場所

別途、参加者あて通知するものとする。ただし、審査をオンライン等で実施することがある。

（ウ）プレゼンテーションの内容及び方法

企画提案書及び経費見積書について、20分程度（説明15分、質疑応答5分）でプレゼンテーションすること。

なお、追加提案、追加資料の配付及びパソコン・プロジェクター等の利用は認めない。

ウ 審査の結果、合計点が最も高い者を契約候補者として採用する。最高点の者が複数の場合は、審査委員の協議により決定する。ただし、全審査委員の採点の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において全審査委員の採点の平均点が60点以上のときは、当該応募者を契約候補者とする。ただし、60点未満のときは、契約候補者を選定しない。

(2) 審査基準

審査は、次表に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	着眼点	評価点
1 企画内容	(1)事業の目的を的確に捉えた企画が提案されているか。	10点
	(2)本要領及び仕様書に基づき、必須提案事項及び要件を満たした提案をしているか。	15点
	(3)対象者を脱落させないように、工夫された特定保健指導内容やインセンティブが提案されているか。	15点
	(4)参加市町村の負担をできるだけ増加させない企画が提案されているか。	10点
2 分析手法	得られた測定データや参加者アンケートから、より有用な事業効果の検証が行えるか。	10点
3 信頼性	事業において使用するアプリの信頼性、データ管理における情報セキュリティが高い次元で確保されているか。	10点
4 実績	本業務に類する業務実績があり、その経験等を十分に活用することが期待できるか。	10点
5 実施体制	業務を適正に実施するための組織体制、バックアップ体制及び事業規模を有しているか。	10点
6 経費	見積額に必要な経費が計上され、かつ妥当であるか。	10点
合 計		100点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 「4 応募資格」に掲げる要件を満たさない場合
- イ 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ウ 企画提案書等作成のための仕様書に示された条件に適合しない場合
- エ 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 企画提案書等に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合
- カ 参加者に次の行為があった場合
 - (ア) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - (イ) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
 - (ウ) 選定委員会終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
 - (エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - (オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 審査結果の通知及び公表

採用・不採用にかかわらず、書面により通知する。

なお、契約候補者については、名称及び評価点を和歌山県ホームページにて公表する。

8 その他

- (1) このプロポーザル及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 採用された企画案、本業務に基づき制作された成果物に関し、全ての著作権は、和歌山県に帰属するものとし、和歌山県の判断で自由に使用し、又は使用させることができるものとする。
- (3) 業務の履行及び提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て受託者及び参加者が負うこと。
- (4) 業務の履行に際し、第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うこと。

9 書類提出先・お問合せ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 国民健康保険課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2545 FAX 073-431-1010
E-mail e0506001@pref.wakayama.lg.jp

別表

令和8年度和歌山県 ICT・PHR を活用した特定保健指導基盤整備事業委託業務
に係るプロポーザル応募提出書類

番号	提出書類名	部数
1	応募申請書（様式2）	1部
2	応募資格に反しない旨の宣誓書（様式3）	1部
3	企画提案書（様式任意 正本1部、副本5部） ・仕様書で指定する内容を網羅すること。 ・正本1部には、事業者名を記載することとし、副本5部には、事業者名、ロゴ等は一切記載しないこと。	6部
4	経費見積書（様式任意 正本1部、副本5部） ・仕様書で指定する内容に要する経費を計上すること。 ・各事業内容別に経費の内訳が分かるように記載すること。 ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること。 ・正本1部には、事業者名を記載することとし、副本5部には、事業者名、ロゴ等は一切記載しないこと。	6部
5	団体の概要に関する調書（様式4）	1部
6	役員等に関する調書（様式5）	1部
7	直近事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）	1部
8	法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し	1部
9	印鑑登録証明書	1部
10	県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことの証明書	1部
11	消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	1部

※ 5～11の書類については、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する事業者は省略することができる。（同決定通知書の写しを添付）

※ 8～11の書類については、発行後3か月以内のもの

※ 3、4作成の留意事項

- ・用紙の大きさは、A4版縦とすること。A3版をA4サイズに折り込むことも可。
- ・提出に際しては、綴じ紐やファイル等に綴らず、ダブルクリップ等で提出書類を一つにまとめて散逸しないようにすること。